

別表第 3 削除

別表第4（第4条関係）

級別標準職務表

ア 福祉総合職給料表

職務の級	職務の内容
1級	定型的な業務を行う者の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務
3級	1 主任の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務
4級	1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 副主幹の職務 3 所長の職務 4 困難な業務を所掌する主査の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
6級	1 困難な業務を所掌する課長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する副主幹の職務 3 所長の職務 4 前各号のほか、会長が指定する職の職務
7級	1 次長の職務 2 課長の職務 3 主幹の職務 4 困難な業務を所掌する所長の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
8級	1 事務局長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う次長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務
9級	1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務局長の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務

イ 医療職給料表

職務の級	職務の内容
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う保健師の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務
4級	1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務

別表第5（第11条関係）

管 理 職 手 当 表

給料表の適用区分	職	手当の額
福祉総合職給料表	9級の職務にある者の職	104,200円
	8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	94,000円
	8級の職務にある者の職のうち、会長が別に定める職	82,200円
	7級及び8級の職務にある者の職（8級の職務にあつては、会長が別に定める職に限る。）	77,400円
	5級及び6級の職務にある者の職（5級の職務にあつては、会長が別に定める職に限る。）	62,300円

別表第6（第16条関係）

特殊勤務手当表

手当の種類	勤務内容		手当額	備考	
特殊勤務手当	(1) 車両の運転整備に従事した場合	大型バス	日額 150円		
		マイクロバス	日額 120円		
		会長が別に定める車両	日額 100円		
	(2) 12月29日から翌年1月3日までに勤務した場合			1時間につき 800円	
	(3) 24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合	ア 午後5時15分から午後12時まで	1回につき 500円		
		イ 午前零時から午前8時30分まで	1回につき 500円		
		ウ 午前零時から午後12時まで	1回につき 1,000円		
	(4) 異常な自然現象又は大規模な事故により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う災害対策業務に従事した場合	正規の勤務時間外における災害対策業務	屋外での作業を含む業務	日額1,080円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額1,620円）	
			上記以外の業務	日額710円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額1,065円）	
		市の区域外に派遣されて行う災害対策業務		日額2,160円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額3,240円）	

別表第7（第21条の2関係）

管理職員特別勤務手当

ア 週休日等に勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
福祉総合職給料表	9級の職務にある者の職	10,000円
	8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	10,000円
	8級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	8,500円
	7級の職務にある者の職	8,500円
	5級及び6級の職務にある者の職	7,000円

イ 週休日等以外の日勤務した場合の表

給料表の適用区分	職	支給額
福祉総合職給料表	9級の職務にある者の職	5,000円
	8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。）	5,000円
	8級の職務にある者のうち、会長が別に定める職	4,300円
	7級の職務にある者の職	4,300円
	5級及び6級の職務にある者の職	3,500円

